

(目的)

第1条 この要綱は、企業・事業所と行政との相互連携による防災体制の推進に向けた連絡調整を行う、川崎市防災協力連絡会（以下「連絡会」という。）の運営に関し必要な基本事項を定める。

(所掌事項)

第2条 連絡会は、次の事項について、連絡調整を行う。

- (1) 企業・事業所の防災啓発に関する事項
- (2) 企業・事業所間の連携による事業活動の早期復旧に関する事項
- (3) 企業・事業所、地域、行政の防災協力体制の推進に関する事項
- (4) その他、企業・事業所の防災に関する事項

(構成)

第3条 連絡会の委員の数は、10人以内とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。

(委員)

第4条 連絡会の委員は、企業・事業所、関係団体の代表者等から推薦された者のうちから、市長が就任を依頼する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 連絡会に会長及び副会長を1人置くものとする。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、連絡会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 連絡会は、必要に応じ、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 連絡会は、必要があると認める場合、関係する市職員に対し、連絡会に出席することを求めることができる。

(謝礼)

第7条 委員に対し、1回あたり7,000円の謝礼を支払うこととする。

(庶務)

第8条 連絡会の庶務は、総務企画局危機管理室において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に、改正前の川崎市防災協力連絡会設置要綱第3条第2項の規定により委嘱された川崎市防災協力連絡会の委員である者（市職員のうちから委嘱された委員である者は除く。）は、この要綱の施行の日に、第4条第1項の規定により連絡会の委員に就任したものとみなし、その任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、同日における従前の川崎市防災協力連絡会の委員としての任期の残任期間とする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。